

■使用料等の改正一覧表(平成23年4月1日から)

(単位:円)

施設名	種別・区分	改正後の金額	適用	備考
黒沢尻北地区交流センター	研修室A	100	1時間につき	
	研修室B	100	1時間につき	
	研修室C	200	1時間につき	
	調理実習室	200	1時間につき	
	和室A	100	1時間につき	
	和室B	100	1時間につき	
	会議室	200	1時間につき	
黒沢尻東地区交流センター	多目的ホール	300	1時間につき	
	和室	200	1時間につき	
	研修室	200	1時間につき	
	創作室	200	1時間につき	
	調理実習室	200	1時間につき	
黒沢尻西地区交流センター	多目的ホール	300	1時間につき	
	和室(はぎ)	100	1時間につき	
	和室(ゆり)	100	1時間につき	
	会議室	100	1時間につき	
	研修室	200	1時間につき	
	小会議室	100	1時間につき	
	調理実習室	400	1時間につき	
立花地区交流センター	多目的ホール	600	1時間につき	
	会議室	200	1時間につき	
	和室	200	1時間につき	
	調理実習室	200	1時間につき	
飯豊地区交流センター	多目的ホール	400	1時間につき	
	会議室	100	1時間につき	
	和室	200	1時間につき	
	調理実習室	200	1時間につき	
二子地区交流センター	多目的ホール	400	1時間につき	
	会議室	100	1時間につき	
	和室	200	1時間につき	
	調理実習室	200	1時間につき	
更木地区交流センター	多目的ホール	300	1時間につき	
	会議室	100	1時間につき	
	和室	200	1時間につき	
	調理実習室	200	1時間につき	
黒岩地区交流センター	多目的ホール	400	1時間につき	
	会議室	100	1時間につき	
	和室	200	1時間につき	
	調理実習室	200	1時間につき	
口内地区交流センター	多目的ホール	400	1時間につき	
	会議室	100	1時間につき	
	和室	200	1時間につき	
	調理実習室	200	1時間につき	
稲瀬地区交流センター	多目的ホール	300	1時間につき	
	会議室	100	1時間につき	
	和室	200	1時間につき	
	調理実習室	200	1時間につき	
相去地区交流センター	研修室1	200	1時間につき	
	研修室2	200	1時間につき	
	会議室	200	1時間につき	
	調理実習室	300	1時間につき	
鬼柳地区交流センター	多目的ホール	300	1時間につき	
	会議室	100	1時間につき	
	和室	200	1時間につき	
	調理実習室	300	1時間につき	
江釣子地区交流センター	ホール	900	1時間につき	
	ホール(舞台のみ)	200	1時間につき	
	視聴覚室	300	1時間につき	
	3階会議室	400	1時間につき	
	講義室	200	1時間につき	
	2階会議室	200	1時間につき	
	配膳室	200	1時間につき	
	調理実習室	400	1時間につき	
	移動舞台	3,300	1回1式	

■使用料等の改正一覧表(平成23年4月1日から)

(単位:円)

施設名	種別・区分		改正後の金額	適用	備考
	グランドピアノ		2,200	1回1式	
	ポーターライト		1,100	1回1式	
	フットライト		1,100	1回1式	
	ホリゾンライト		1,100	1回1式	
	スポットライト		1,100	1回1式	
	拡声装置		2,200	1回1式	
	和賀地区交流センター	2階会議室		400	1時間につき
和室A		100	1時間につき		
和室B		100	1時間につき		
調理実習室		400	1時間につき		
3階会議室		200	1時間につき		
岩崎地区交流センター	研修室1		200	1時間につき	
	研修室2		200	1時間につき	
	会議室		200	1時間につき	
	調理実習室		300	1時間につき	
藤根地区交流センター	第1研修室		200	1時間につき	
	第2研修室		200	1時間につき	
	会議室		200	1時間につき	
	和室A		200	1時間につき	
	和室B		200	1時間につき	
	調理実習室		300	1時間につき	
	江釣子野球場	一般		4,500	3時間以内
高校生以下		1,500	3時間以内	据え置き	
スコアボード		1,500	1試合		
放送設備		750	1試合		
夜間照明施設		3,450	1時間		
岩崎野球場	一般		4,500	3時間以内	
	高校生以下		1,500	3時間以内	据え置き
	スコアボード		1,500	1試合	
	放送設備		750	1試合	
	夜間照明施設		3,450	1時間	
展勝地プール	一般		400	3時間以内	
	高校生以下(就学前児童を除く)		120	3時間以内	据え置き(高校生のみ値下げ)
柔剣道場	一般		550	1時間までごとに	
	高校生以下		170	1時間までごとに	据え置き
弓道場	一般		550	1時間までごとに	
	高校生以下		170	1時間までごとに	据え置き
	個人使用		100	1時間までごとに	
北上勤労者体育センター	一般		550	1面・1時間までごとに	
	高校生以下		170	1面・1時間までごとに	据え置き
黒沢尻体育館	一般		550	1面・1時間までごとに	
	高校生以下		170	1面・1時間までごとに	据え置き
村崎野勤労者体育館	一般		550	1面・1時間までごとに	
	高校生以下		170	1面・1時間までごとに	据え置き
相去体育館	一般		550	1面・1時間までごとに	
	高校生以下		170	1面・1時間までごとに	据え置き
北上総合体育館	大アリーナ	一般	3,600	貸切・1時間までごとに	冷暖房使用時には5割相当額を加算
		高校生以下	1,200	貸切・1時間までごとに	据え置き。冷暖房使用時には5割相当額を加算。
	小アリーナ	一般	1,200	貸切・1時間までごとに	暖房使用時には5割相当額を加算
		高校生以下	400	貸切・1時間までごとに	据え置き。暖房使用時には5割相当額を加算。
		一般	150	個人・1時間までごとに	
		高校生以下	50	個人・1時間までごとに	据え置き
	トレーニングルーム	一般	300	1人・1回	
		高校生以下	100	1人・1回	据え置き
	会議室		750	1時間までごとに	
	クライミングボード		300	1人・1回	
	放送設備		1,500	1式・1回	
電光得点表示板	一般	450	1台・1時間までごとに		
	高校生以下	150	1台・1時間までごとに	据え置き	

■使用料等の改正一覧表(平成23年4月1日から)

(単位:円)

施設名	種別・区分	改正後の金額	適用	備考	
	移動ステージ	一般	400	1台・1回	
		高校生以下	130	1台・1回	据え置き
	フロアシート	一般	150	1枚・1回	
		高校生以下	50	1枚・1回	据え置き
	持込み電気機器の電気使用	一般	150	1kw・1時間までごとに	
		高校生以下	50	1kw・1時間までごとに	据え置き
江釣子体育館	一般	550	1面・1時間までごとに		
	高校生以下	170	1面・1時間までごとに	据え置き	
江釣子勤労者体育センター	一般	550	1面・1時間までごとに		
	高校生以下	170	1面・1時間までごとに	据え置き	
和賀体育館	一般	550	1面・1時間までごとに		
	高校生以下	170	1面・1時間までごとに	据え置き	
北部勤労者屋内運動場	一般	450	1面・1時間までごとに	暖房使用時には5割相当額を加算	
	高校生以下	150	1面・1時間までごとに	据え置き。暖房使用時には5割相当額を加算。	
多目的催事場	一般	450	1時間までごとに		
	高校生以下	150	1時間までごとに		
藤沢広場	一般	500	1面・1時間までごとに		
	高校生以下	120	1面・1時間までごとに		
	夜間照明施設	ソフトボール用	1,950	1時間までごとに	
		野球用	2,400	1時間までごとに	
	フットボール用	3,600	1時間までごとに		
北上第1運動場	一般	600	貸切・1時間までごとに		
	高校生以下	200	貸切・1時間までごとに	据え置き	
北上第2運動場	一般	600	貸切・1時間までごとに		
	高校生以下	200	貸切・1時間までごとに		
北上第3運動場	一般	600	貸切・1時間までごとに		
	高校生以下	200	貸切・1時間までごとに		
	夜間照明施設	2,700	1時間までごとに		
佐野運動広場	一般	500	1時間までごとに		
	高校生以下	120	1時間までごとに		
野中ふれあい広場	一般	500	1時間までごとに		
	高校生以下	120	1時間までごとに		
	夜間照明施設	900	1時間までごとに		
日平ふれあい広場	一般	500	1時間までごとに		
	高校生以下	120	1時間までごとに		
やまつみふれあい広場	一般	500	1時間までごとに		
	高校生以下	120	1時間までごとに		
	夜間照明施設	750	1時間までごとに		
江釣子運動場	一般	500	1面・1時間までごとに		
	高校生以下	120	1面・1時間までごとに		
竪川目運動場	一般	500	1面・1時間までごとに		
	高校生以下	120	1面・1時間までごとに		
	夜間照明施設	900	30分につき		
北上陸上競技場	陸上競技大会に使用	一般	29,400	半日までごとに	アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
		高校生以下	14,700	半日までごとに	アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
	陸上競技以外の大会に使用	一般	18,000	半日までごとに	アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
		高校生以下	9,000	半日までごとに	アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
	団体使用(1回につき)	一般	8,100	15人から30人まで	
			16,700	31人から60人まで	
			32,900	61人以上	
		高校生以下	2,700	15人から30人まで	
			5,500	31人から60人まで	
			10,900	61人以上	
個人使用(1回につき)	一般	600			
	高校生以下	200		据え置き	
室内走路	一般	300	1人・1回	午後5時以降の使用時には5割相当額を加算	

■使用料等の改正一覧表(平成23年4月1日から)

(単位:円)

施設名	種別・区分		改正後の金額	適用	備考
		高校生以下	100	1人・1回	据え置き。午後5時以降の使用時には5割相当額を加算。
	第1会議室		750	1時間までごとに	
	第2会議室		750	1時間までごとに	
	第3会議室		750	1時間までごとに	
	陸上競技用具		150	1件・1回	
北上陸上補助競技場	陸上競技以外の大会に使用	一般	2,000	1時間までごとに	アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
		高校生以下	1,000	1時間までごとに	アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
	団体使用(1回につき)	一般	4,000	15人から30人まで	
			8,300	31人から60人まで	
			16,400	61人以上	
	個人使用(1回につき)	高校生以下	1,300	15人から30人まで	
			2,700	31人から60人まで	
			5,400	61人以上	
	個人使用(1回につき)	一般	300		
		高校生以下	100		据え置き
陸上競技用具		150	1件・1回		
夜間照明施設		2,250	1時間までごとに		
岩崎競技場	一般		600	1時間までごとに	
	高校生以下		200	1時間までごとに	
	夜間照明施設	全灯	1,200	1時間までごとに	
		半灯	600	1時間までごとに	
	放送設備		750	1時間までごとに	
学校開放施設	体育館		100	1時間	黒沢尻東小学校、黒沢尻西小学校、笠松小学校
			200	1時間	上記以外の小・中学校
	夜間照明	江釣子小学校	1,000	1時間	
		上野中学校	1,200	1時間	
		北上中学校	900	1面・1時間	
		東陵中学校	1,400	1時間	
		北上北中学校	1,200	1時間	
		和賀西中学校	300	30分	
		和賀東中学校	300	30分	
	江釣子老人福祉センター	集会室		1,050	午前9時～正午
			1,650	正午～午後5時	
			1,800	午後5時～午後10時	
			3,600	午前9時～午後10時	
教養娯楽室			1,050	午前9時～正午	
			1,650	正午～午後5時	
			1,800	午後5時～午後10時	
			3,600	午前9時～午後10時	
生活相談室兼健康相談室			1,050	午前9時～正午	
			1,650	正午～午後5時	
			1,800	午後5時～午後10時	
			3,600	午前9時～午後10時	
図書室			1,050	午前9時～正午	
			1,650	正午～午後5時	
			1,800	午後5時～午後10時	
		3,600	午前9時～午後10時		
浴室		150	1人・1回		
農村環境改善センター	大集会室		3,700	午前9時～正午	暖房使用時には5割相当額を加算
			4,500	正午～午後5時	暖房使用時には5割相当額を加算
			6,000	午後5時～午後10時	暖房使用時には5割相当額を加算
			12,000	午前9時～午後10時	暖房使用時には5割相当額を加算
	小会議室		750	午前9時～正午	
			1,200	正午～午後5時	
			1,500	午後5時～午後10時	
			2,400	午前9時～午後10時	

■使用料等の改正一覧表(平成23年4月1日から)

(単位:円)

施設名	種別・区分	改正後の金額	適用	備考
	生活改善実習室	600	午前9時～正午	
		750	正午～午後5時	
		1,050	午後5時～午後10時	
		1,500	午前9時～午後10時	
	老人休養室	600	午前9時～正午	
		750	正午～午後5時	
		1,050	午後5時～午後10時	
		1,500	午前9時～午後10時	
	調理実習室	450	午前9時～正午	
		750	正午～午後5時	
		1,200	午後5時～午後10時	
		1,950	午前9時～午後10時	
	健康増進室	750	午前9時～正午	
		1,200	正午～午後5時	
		1,500	午後5時～午後10時	
		2,400	午前9時～午後10時	
	展示室	450	午前9時～正午	
		600	正午～午後5時	
		750	午後5時～午後10時	
		1,500	午前9時～午後10時	
	シャワー室	150	1人・1回	
転作営農研修センター	研修室	1,500	午前9時～正午	
		2,400	正午～午後5時	
		2,700	午後5時～午後10時	
		5,400	午前9時～午後10時	
	営農相談室	900	午前9時～正午	
		1,350	正午～午後5時	
		1,500	午後5時～午後10時	
		3,000	午前9時～午後10時	
	図書室	300	午前9時～正午	
		450	正午～午後5時	
		600	午後5時～午後10時	
		1,200	午前9時～午後10時	
	調理加工実習室	900	午前9時～正午	
		1,350	正午～午後5時	
		1,500	午後5時～午後10時	
		3,000	午前9時～午後10時	
多目的研修センター	研修室	1,500	午前9時～正午	
		2,400	正午～午後5時	
		2,700	午後5時～午後10時	
		5,400	午前9時～午後10時	
	営農相談室	900	午前9時～正午	
		1,350	正午～午後5時	
		1,500	午後5時～午後10時	
		3,000	午前9時～午後10時	
	図書室	300	午前9時～正午	
		450	正午～午後5時	
		600	午後5時～午後10時	
		1,200	午前9時～午後10時	
	調理加工実習室	900	午前9時～正午	
		1,350	正午～午後5時	
		1,500	午後5時～午後10時	
		3,000	午前9時～午後10時	
技術交流センター	研修室1	6,900	1回につき	
	研修室2	5,850	1回につき	
	実習室	3,750	1回につき	
	会議室	2,550	1回につき	
	福利厚生室	2,250	1回につき	
技術研修館	技術研修室1	25,650	1回につき	
	技術研修室2	2,250	1回につき	
	情報処理研修室	6,600	1回につき	
江釣子共同福祉施設	体育室	1,050	午前9時～正午	
		1,650	正午～午後5時	
		1,800	午後5時～午後10時	

■使用料等の改正一覧表(平成23年4月1日から)

(単位:円)

施設名	種別・区分		改正後の金額	適用	備考	
	教養文化室		600	午前9時～正午		
			900	正午～午後5時		
			1,050	午後5時～午後10時		
	会議・相談室		600	午前9時～正午		
			900	正午～午後5時		
			1,050	午後5時～午後10時		
	調理実習室		600	午前9時～正午		
			900	正午～午後5時		
			1,050	午後5時～午後10時		
アカデミースポーツ施設	競技場	一般	550	1面・1時間までごとに		
		高校生以下	170	1面・1時間までごとに	据え置き	
	研修室	一般	750	1室・1時間までごとに		
	グラウンド	一般	500	1時間までごとに		
		高校生以下	120	1時間までごとに		
基盤技術支援センター	研修・会議室A		3,750	1回につき		
	研修・会議室B		3,750	1回につき		
市民交流プラザ	催事場1号室		3,000	午前10時～午後1時		
			4,200	午後1時～午後5時		
			4,200	午後5時～午後9時		
			9,750	午前10時～午後9時		
	催事場2号室		3,900	午前10時～午後1時		
			5,250	午後1時～午後5時		
			5,250	午後5時～午後9時		
			12,000	午前10時～午後9時		
	催事場3号室		4,950	午前10時～午後1時		
			6,600	午後1時～午後5時		
			6,600	午後5時～午後9時		
			15,000	午前10時～午後9時		
	催事場全室		9,750	午前10時～午後1時		
			13,500	午後1時～午後5時		
			13,500	午後5時～午後9時		
			31,500	午前10時～午後9時		
	会議室		1,650	午前10時～午後1時		
			2,250	午後1時～午後5時		
			2,250	午後5時～午後9時		
			5,250	午前10時～午後9時		
	研修室(託児室)		900	午前10時～午後1時		
			1,200	午後1時～午後5時		
			1,200	午後5時～午後9時		
			2,700	午前10時～午後9時		
煤孫農村交流プラザ	多目的ホール	一般	450	1面・1時間までごとに		
		高校生以下	150	1面・1時間までごとに	据え置き	
サンレック北上	体育室	一般	550	1面・1時間までごとに	暖房使用時には5割相当額を加算	
		高校生以下	170	1面・1時間までごとに	据え置き。暖房使用時には5割相当額を加算。	
	職業技能講習室		600	1時間までごとに		
	研修室		600	1時間までごとに		
	会議室		600	1時間までごとに		
ハートパルきたかみ	体育室	一般	550	1面・1時間までごとに		
		高校生以下	170	1面・1時間までごとに	据え置き	
	研修室1		300	1時間までごとに		
	研修室2		300	1時間までごとに		
	教養室		300	1時間までごとに		
生涯学習センター	会議室		2,250	午前10時～午後1時		
			3,000	午後1時～午後5時		
			3,000	午後5時～午後9時		
			7,350	午前10時～午後9時		
	小会議室		900	午前10時～午後1時		
			1,200	午後1時～午後5時		
			1,200	午後5時～午後9時		
			3,150	午前10時～午後9時		
	和室		3,000	午前10時～午後1時		
			3,900	午後1時～午後5時		

■使用料等の改正一覧表(平成23年4月1日から)

(単位:円)

施設名	種別・区分		改正後の金額	適用	備考
	第1学習室		3,900	午後5時～午後9時	
			9,150	午前10時～午後9時	
			5,100	午前10時～午後1時	
			6,750	午後1時～午後5時	
			6,750	午後5時～午後9時	
			16,350	午前10時～午後9時	
	第2学習室		2,400	午前10時～午後1時	
			3,150	午後1時～午後5時	
			3,150	午後5時～午後9時	
			7,200	午前10時～午後9時	
	第3学習室		1,500	午前10時～午後1時	
			1,950	午後1時～午後5時	
			1,950	午後5時～午後9時	
			4,650	午前10時～午後9時	
	情報学習室		1,950	午前10時～午後1時	
			2,550	午後1時～午後5時	
			2,550	午後5時～午後9時	
			5,700	午前10時～午後9時	
調理実習室		4,200	午前10時～午後1時		
		5,550	午後1時～午後5時		
		5,550	午後5時～午後9時		
		12,600	午前10時～午後9時		
博物館	観覧料	一般	500	個人	
			400	団体	
		高校生	240	個人	据え置き
			180	団体	据え置き
		小・中学生	170	個人	据え置き
			120	団体	据え置き
	体験工房		1,000	午前9時～正午	
			1,500	正午～午後5時	
			2,000	午前9時～午後5時	
	体験厨房		1,000	午前9時～正午	
			1,500	正午～午後5時	
			2,000	午前9時～午後5時	
利根山光人記念美術館	観覧料	一般	300	個人	
			180	団体	
		高校生	120	個人	据え置き
			80	団体	据え置き
		小・中学生	60	個人	据え置き
			40	団体	据え置き
日本現代詩歌文学館	講堂		7,500	午前9時～正午	
			12,000	正午～午後5時	
			15,000	午後5時～午後10時	
			30,000	午前9時～午後10時	
	舞台		2,250	午前9時～正午	
			3,000	正午～午後5時	
			3,750	午後5時～午後10時	
			7,500	午前9時～午後10時	
	会議室		1,500	午前9時～正午	
			2,400	正午～午後5時	
			3,300	午後5時～午後10時	
			6,750	午前9時～午後10時	
	展示室1号室		6,000	午前9時～正午	
			7,500	正午～午後5時	
	展示室2号室		3,000	午前9時～正午	
			4,500	正午～午後5時	
	和室		2,250	午前9時～正午	
			3,750	正午～午後5時	
5,250			午後5時～午後10時		
10,500			午前9時～午後10時		
鬼の館	入館料	一般	500	個人	
			400	団体	
		高校生	240	個人	据え置き
			180	団体	据え置き

■使用料等の改正一覧表(平成23年4月1日から)

(単位:円)

施設名	種別・区分	改正後の金額	適用	備考
	小・中学生	170	個人	据え置き
		120	団体	据え置き

※1 原則として、市外の者が使用する場合は、規定の2倍の使用料となります。

※2 原則として、物品の販売や商行為を行う場合は、規定の5倍の使用料となります。